外国人スノースクール許可制度 Q&A

1．制度概要

Q1：なぜこの制度を設けるのですか？

A：スキー場の安全と秩序を守るためです。適切な就労ビザを持たない外国人による営利レッスンやガイド行為、 リフト券やシーズン券の不正使用を防止し、全ての利用者が安全に安心して利用できる環境を確保するための 重要な取り組みです。

Q2：いつから実施されますか？

A：この制度は 2025年8月から施行されております。以降、営利目的でレッスン活動を行う場合は、「公認スクール・許可スクール制度」に基づき申請のうえ蔵王索道協会の承認を得る必要があります。

2．許可申請について

Q3：誰が許可申請の対象になりますか？

A：蔵王温泉スキー場内で営利目的のスキーまたはスノーボードレッスンを行う全ての団体・企業・個人が対象です。

Q4：申請にはどのような書類が必要ですか？

A： こちらをご覧ください（日本語）
こちらをご覧ください（中文版）

Q5：公認スクールと許可スクールの違いは？

A：公認スクールは協会の定める厳格な審査基準を満たし、対外的に「公認」として活動できるスクールです。許可スクールは協会の定める最低限度の基準を満たしたスクールです。場内で合法的に営業できますが、対外的に「公認」を名乗ることはできません。

Q6：許可を取らずにレッスンを行った場合はどうなりますか？

A：当スキー場では無許可で営利目的のレッスンを行うことは禁止しております。発見した場合は、直ちにレッスンを中止していただくことになりますのでご注意ください。また、インストラクターが適正なビザを有してないことが判明した際は関係諸機関に通報します。

3．資格と安全管理

Q7：どのような資格が認められますか？

A：詳しくはこちらをご覧ください

※なお、SAJ・JSBA等 の級（技術検定級）は指導資格ではないため対象外となります。

Q8：インストラクター名簿の提出は必要ですか？

A：はい、所属インストラクターの氏名・就労ビザ・資格証明の写しを提出する必要があります。

Q9：安全管理や救急対応の条件はありますか？

A：顧客の安全を確保するため、CPR や WAFA 等の救急資格の保有、または安全管理計画の提出を求められる可能性がありますので、取得することを推奨します。

４.その他

Q10：Instagram等のSNS、旅行サイトで多くのスクールが蔵王温泉スキー場でのレッスンを受け付けておりますが、どのスクールを選んだらよいかわかりません。

A：公認スクールは当ホームページに掲載されております。許可スクールには個別に「許可スクール承認通知書」を発行しておりますので、直接スクールに問い合わせをお願いします。不安であれば当協会へ問い合わせくださるようお願いします。